

◆ 次世代育成支援行動計画の概要 ◆

1 次世代育成支援対策推進法の概要と改正のポイント

〈平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法〉

次世代育成支援対策推進法の目的

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会を形成するために、次世代育成支援対策を迅速・重点的に推進する。
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10 年間の集中的・計画的な取組を推進する。

主な改正事項

- 平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法



10 年間の延長

⇒桜川市次世代育成支援行動計画（現行計画 H26 年度で終了）

- 平成 27 年 4 月から平成 37 年 3 月までの 10 年間の時限立法（10 年間延長）

⇒第 2 次桜川市次世代育成支援行動計画（H27 年 3 月策定 H27 年度から実施）

行動計画策定指針

○国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

- 指針の内容を充実・強化（行動計画策定指針 H26. 11. 28 告示）⇒市町村行動計画の策定は任意とする



地方公共団体行動計画の策定

●地域住民の意見の反映、労使の参画、計画の内容・実施状況の公表、定期的な評価・見直し等。

- ①市町村行動計画 ⇒桜川市で策定
- ②都道府県行動計画

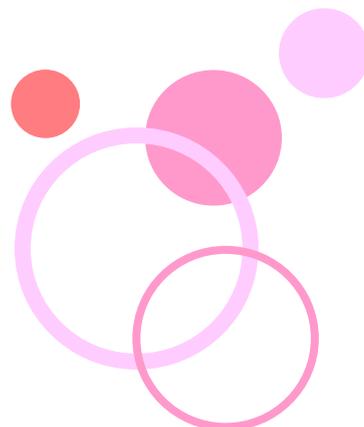


事業主行動計画の策定・届出

- ①一般事業主行動計画（企業等）
- ②特定事業主行動計画（国・地方公共団体）

第 2 次桜川市次世代育成支援行動計画

- 5 年を 1 期とした次世代育成支援対策の実施に関する計画。
- 策定する内容
 - 地域における子育ての支援
 - 母性・乳幼児の健康の確保・増進
 - 子どもの健やかな心身の成長のための教育環境整備
 - 子育て家庭における良好な居住環境の整備
 - 仕事と家庭生活の両立の推進 等
- 実施内容と実施時期、および達成目標を定める。
- 定期的な実施状況に関する評価・検討を行う。



2 第2次桜川市次世代育成支援行動計画の概要

計画の背景と目的

「次世代育成支援対策推進法」の改正による10年間の延長に伴い、本市においても「桜川市次世代育成支援行動計画後期行動計画」の計画期間終了により、新たに平成27年度を初年度とする「第2次桜川市次世代育成支援行動計画」を策定します。

計画の位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づき、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育など本市が取り組むべき子育て支援を総合的に推進するための指針として策定するものです。

本計画は、本市の総合計画をはじめ各種の部門別計画との整合・調整を図りながら策定します。

子ども・子育て支援法との関係

次世代育成支援対策の中核である保育サービスや子育て支援事業等については、従来、市町村行動計画で目標事業量を定めていましたが、子ども・子育て支援法の制定でそれらの定量的整備目標は、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村計画に記載されることになりました。

「次世代育成支援対策推進法」は、「子ども・子育て支援法」の制定に伴う関係整備法の一つとして改正され、参酌基準の規定が削除されるとともに、市町村行動計画等の策定は任意となりました。

保育サービスや子育て支援事業の推進について、「次世代育成支援対策推進法」が果たしてきた役割・機能は恒久法である「子ども・子育て支援法」に引き継がれ、今後は両法律が相まって、より手厚い次世代育成支援が推進されることとなります。

計画の期間

本市では、計画の期間を平成27年度～平成36年度までの10年間とし、平成27年～平成31年の5カ年の前期行動計画を策定することとします。

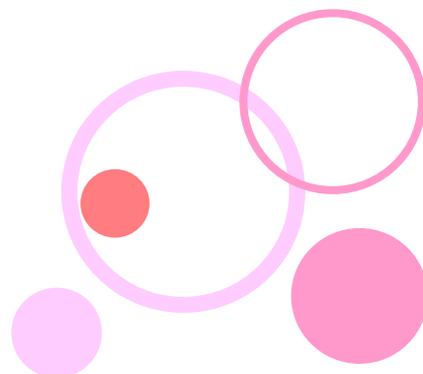
第2次桜川市次世代育成支援行動計画

前期計画 平成27年度～31年度

後期計画 平成32年度～36年度

基本的な視点

1. 子どもの視点
2. 次代の親の育成という視点
3. サービス利用者の視点
4. 社会全体による支援の視点
5. 仕事と生活の調和の実現の視点
6. 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点
7. すべての子どもと家庭への支援の視点
8. 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点
9. サービスの質の視点
10. 地域特性の視点



3 第2次桜川市次世代育成支援行動計画の体系

第2次桜川市次世代育成支援行動計画は、基本理念「子どもたちの幸せ育てる桜川市」実現のため、3つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに具体的な基本方針を設定します。さらに、基本方針を推進していくための施策・事業を位置づけ、平成31年度の目標を示します。

